千葉市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る検査費用補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、新型コロナウイルス感染症の感染及び感染の拡大を予防するために、高齢者施設等の新規入所者が受検するＰＣＲ検査等に要する費用の一部について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和６０年千葉市規則第８号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）新型コロナウイルス感染症　新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第１１号）第１条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

（２）ＰＣＲ検査等　新型コロナウイルスが体内に存しているか調べるために行うＰＣＲ検査及び抗原定量検査のうち、行政検査として行うもの以外のものをいう。

（３）行政検査　行政機関の必要により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第４号）第１５条に基づいて行う検査をいう。

（補助事業者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の表に掲げる市内に所在する施設の運営者とする。

区分	対象施設
高齢福祉関係	特別養護老人ホーム（地域密着型も含む）、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特定施設入居者介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、生活支援ハウス
障害福祉関係	障害者支援施設、障害児入所施設、短期入所、共同生活援助、療養介護、宿泊型自立訓練、生活ホーム、福祉ホーム
生活保護関係	救護施設

※　医療みなしは除く

（補助事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が、次の表の検査の対象となる場合の欄に掲げる場合において、同表の検査対象者の欄に掲げる者を対象として、本人の希望に基づいてＰＣＲ検査等を受検させる事業。

検査の対象となる場合	検査対象者
右欄に掲げる者について、症状はないが、次のいずれかに該当し、施設内に新型コロナウイルス感染症を感染させてしまうことに不安がある状況にある場合 ①　感染の疑いのある者に接触した可能性がある。	補助事業者の運営する施設で当該施設が提供するサービスを受けるために、当該施設に新規に入所する者（以下「新規入所者」という。）

②　違和感を感じている。	

（補助金額の算定）

第５条　補助金の交付額（以下「補助金額」という。）は、ＰＣＲ検査等１件につき、次の表の補助対象経費の欄に掲げる補助対象経費の実支出額に同表の補助率の欄に掲げる補助率を乗じて得た額と、１５，０００円とを比較して少ない方の額とし、１件ごとのＰＣＲ検査等に係る補助金額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

補助対象経費	補助率
検査料金、検体の郵送・配送料、検査に要する診療費（陽性が判明した際の診療費を含む。）その他のＰＣＲ検査等を受検するために必要な費用	１０／１０

（他の補助制度の優先）

第６条　補助対象経費について他の補助制度による補助を受けることができる場合は、当該他の補助制度を優先させるものとする。

（補助金の交付の申請及び実績報告）

第７条　補助事業者は、規則第３条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、別に定める期日までに、千葉市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る検査費用補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定及び額の確定）

第８条　規則第６条の規定による通知は、千葉市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る検査費用補助金交付決定兼額確定通知書（様式第２号）によるものとする。

（交付の請求）

第９条　補助事業者は、規則第１６条第１項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る検査費用補助金交付請求書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第１０条　規則第１７条第３項において準用する第６条の規定による通知は、千葉市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る検査費用補助金交付決定取消通知書（様式第４号）によるものとする。

（返還命令）

第１１条　規則第１８条第１項又は第２項の規定による返還命令は、千葉市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る検査費用補助金返還命令書（様式第５号）によるものとする。

（書類の保管等）

第１２条　補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類を、当補助事業完了後５年間保存しなければならない。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、千葉市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る検査費用補助金交付に関し、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年１１月３０日から施行し、同日以降に実施され、かつ、令和３年３月３１日までに提出された検査費用補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）により市長へ報告がなされたPCR検査等に適用する。

附　則

１　この要綱は，令和２年１２月８日から施行する。

２　この要綱は、第３条の表中高齢福祉関係の項目において追加された生活支援ハウス、訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス、通所介護相当サービス及びミニデイ型通所サービスについても、令和２年１１月３０日以降に実施され、かつ、令和３年３月３１日までに提出された検査費用補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）により市長へ報告がなされたPCR検査等に適用する。

附　則

１　この要綱は、令和３年２月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の「千葉市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る検査費用補助金交付要綱（以下「新要綱」という）」第５条第１項第１号の規定は、この要綱の施行日以後、令和３年３月３１日までに検査費用を負担した補助事業者への補助金に適用する。

３　新要綱第３条、第４条第１項第２号、第５条第１項第２号、第６条のただし書き規定は、令和３年３月１日以後に申込みを行った行政検査に適用する。

附　則

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行日以後に検査費用を負担した補助事業者への補助金に適用する。

附　則

１　この要綱は、令和５年５月８日から施行する。

２　この要綱の施行日以後に検査費用を負担した補助事業者への補助金に適用する。